

政令第七十号

国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第七条の二第一項及び第八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の九号を加える。

百四十二 漁船保険中央会

百四十三 全国土地改良事業団体連合会

百四十四 全国中小企業団体中央会

百四十五 全国商工会連合会

百四十六 漁業共済組合連合会

百四十七 日本銀行

百四十八 日本弁理士会

百四十九 東京地下鉄株式会社

百五十 日本アルコール産業株式会社

第九条の四に次の三十八号を加える。

五十二 漁船保険中央会

五十三 日本商工会議所

五十四 全国土地改良事業団体連合会

五十五 全国中小企業団体中央会

五十六 全国商工会連合会

五十七 高圧ガス保安協会

五十八 消防団員等公務災害補償等共済基金

五十九 漁業共済組合連合会

六十 軽自動車検査協会

六十一 小型船舶検査機構

- 六十二 自動車安全運転センター
- 六十三 危険物保安技術協会
- 六十四 関西国際空港株式会社
- 六十五 日本電信電話株式会社
- 六十六 北海道旅客鉄道株式会社
- 六十七 四国旅客鉄道株式会社
- 六十八 九州旅客鉄道株式会社
- 六十九 日本貨物鉄道株式会社
- 七十 東日本電信電話株式会社
- 七十一 西日本電信電話株式会社
- 七十二 原子力発電環境整備機構
- 七十三 東京地下鉄株式会社
- 七十四 日本環境安全事業株式会社

- 七十五 成田国際空港株式会社
- 七十六 東日本高速道路株式会社
- 七十七 首都高速道路株式会社
- 七十八 中日本高速道路株式会社
- 七十九 西日本高速道路株式会社
- 八十 阪神高速道路株式会社
- 八十一 本州四国連絡高速道路株式会社
- 八十二 日本アールコーポル産業株式会社
- 八十三 日本郵政株式会社
- 八十四 郵便事業株式会社
- 八十五 郵便局株式会社
- 八十六 株式会社日本政策金融公庫
- 八十七 株式会社商工組合中央金庫

八十八 株式会社日本政策投資銀行

八十九 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の十号を加える。

百十二 漁船保険中央会

百十三 日本商工会議所

百十四 全国土地改良事業団体連合会

百十五 全国中小企業団体中央会

百十六 全国商工会連合会

百十七 漁業共済組合連合会

百十八 日本銀行

百十九 日本弁理士会

百二十 東京地下鉄株式会社

百二十一 日本アルコール産業株式会社

第四十三条第二項に次の三十五号を加える。

七十 漁船保険中央会

七十一 日本商工会議所

七十二 全国土地改良事業団体連合会

七十三 全国中小企業団体中央会

七十四 全国商工会連合会

七十五 高圧ガス保安協会

七十六 消防団員等公務災害補償等共済基金

- 七十七 漁業共済組合連合会
- 七十八 軽自動車検査協会
- 七十九 小型船舶検査機構
- 八十 自動車安全運転センター
- 八十一 危険物保安技術協会
- 八十二 関西国際空港株式会社
- 八十三 日本電信電話株式会社
- 八十四 北海道旅客鉄道株式会社
- 八十五 四国旅客鉄道株式会社
- 八十六 九州旅客鉄道株式会社
- 八十七 日本貨物鉄道株式会社
- 八十八 東日本電信電話株式会社
- 八十九 西日本電信電話株式会社

- 九十 原子力発電環境整備機構
- 九十一 東京地下鉄株式会社
- 九十二 日本環境安全事業株式会社
- 九十三 成田国際空港株式会社
- 九十四 東日本高速道路株式会社
- 九十五 首都高速道路株式会社
- 九十六 中日本高速道路株式会社
- 九十七 西日本高速道路株式会社
- 九十八 阪神高速道路株式会社
- 九十九 本州四国連絡高速道路株式会社
- 百 日本アールコーポル産業株式会社
- 百一 株式会社日本政策金融公庫
- 百二 株式会社商工組合中央金庫

百三 株式会社日本政策投資銀行

百四 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第三条 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第四号中「日本消防検定協会」の下に「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社」を、「日本年金機構」の下に「全国土地改良事業団体連合会」を、「地方競馬全国協会」の下に「漁船保険中央会、漁業共済組合連合会、日本商工会議所、日本アルコール産業株式会社、高圧ガス保安協会、原子力発電環境整備機構、日本弁理士会、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、株式会社商工組合中央金庫、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、東京地下鉄株式会社」を加え、同条第五号中「日本司法支援センター」の下に「日本銀行」を加える。

第四十三条第五項第四号中「独立行政法人国際交流基金」を「自動車安全運転センター、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、消防団員等公務災害補償等共済基金、危険物保安技術協会、独立行政法人国際交流基金」に改め、「旧国際交流基金を含む。」の下に「

株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社」を、「日本年金機構」の下に「、全国土地改良事業団体連合会」を、「旧農業者年金基金を含む。」の下に「、漁船保険中央会、漁業共済組合連合会、日本商工会議所」を、「旧日本小型自動車振興会」の下に「、日本アルコール産業株式会社、高圧ガス保安協会」を、「旧新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。」の下に「、原子力発電環境整備機構、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、株式会社商工組合中央金庫」を加え、「及び独立行政法人国際観光振興機構」を、「独立行政法人国際観光振興機構」に改め、「旧国際観光振興会を含む。」の下に「、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、関西国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び日本環境安全事業株式会社」を加える。

(職員の退職管理に関する政令の一部改正)

第四条 職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の九号を加える。

六十四 漁船保険中央会

六十五 全国土地改良事業団体連合会

六十六 全国中小企業団体中央会

六十七 全国商工会連合会

六十八 漁業共済組合連合会

六十九 日本銀行

七十 日本弁理士会

七十一 東京地下鉄株式会社

七十二 日本アルコール産業株式会社

理由

国家公務員の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算に当たりその在職期間が通算されることとなる法人について、対象を追加する等の必要があるからである。